

児童虐待——その背景——

池田　由子

一、はじめに

児童虐待はいつの時代にも、どこの国にも存在していたが、広く世人の関心を集めたのは米国の一八七四年のメリーエレンという少女の事件がきっかけである。メリーエレンは継親に殴られ飢え死にしそうになつていたが、当時は虐待された子を保護する法律がなかつた。

女を広義の“動物”として、少なくとも犬や馬に与えられると同じ程度の保護を受ける資格があるとした。この少女に関する報道がもとになつて米国や欧洲各地に児童虐待防止のための団体がつくられるようになつた。

二、“殴打された子の症候群”

そこで市民たちは動物虐待防止協会を説得し、少

今世紀に入つて医学が進歩し、子どもに対しても

X線撮影が行われるようになり、児童虐待の科学的研究や調査がすすんだ。米国的小児科医ケムペは一

九六〇年代初期に、彼の病院に入院した子どもたちの怪我が、偶発的な事故によるものでなく、親からの故意に加えられたものであることに気付き、くわしい調査を行った。一九六一年米国小児科学会は、児

童虐待に関するシンポジウムを開き、翌年彼の提唱した、『殴打された子の症候群』 battered child syndrome (わが国では被虐待児症候群と意味を広く翻訳している) という語が医学用語として定着した。

矛盾する)

その後、『殴打された子の症候群』という語は意味が狭すぎるので、『児童虐待』 child abuse という語を用いるようになった。何故なら親による性的暴行 (近親姦) という、他の虐待行為も存在する」とがわかつてきたからである。

した、『殴打された子の症候群』 battered child

三、児童虐待の種類

現在のところ、児童虐待を次の四種類に分けていく。

この症候群の内容は次のとおりである。

「骨折、硬膜下出血、軟組織の膨脹、栄養不良、皮膚の打撲、突然死などとしてあらわれ、結果として子どもは死んだり、永久的な障害を残すことになる。怪我の程度とタイプが親の告げる怪我をしたときの状況と一致しない」(たとえば、親は子どもが自分でころんだというが、その原因と怪我の状況が

(1) 身体的虐待…子ども (ふつう十八歳以下) を叩いたり、蹴ったり、階段から突き落としたり、食

物を与えなかつたりする行為で、死んだり、あざむき、皮下出血、骨折、火傷、内臓破裂などが残る。小児科や外科の救急外来にかぎこまれたり、「折かん死」として新聞に報道される。

(2) 保護の怠慢ないし拒否 (ネグレクト) : 子どもを捨て子したり、衣食住の世話をしないで放置す

ることをいう。学齢になつてゐるのに学校にやら

なかつたり、病気になつても治療を受けさせな

かつたりする。最近報道された、豊島区の母親が子ども四人をマンションに置き去りにした事件や、新興宗教の信者が教義にそむくからと子どもへの医療（輸血）を拒否した事件などがこれに当たる。

(3) 心理的虐待：心理的な子どもいじめである。こ

の定義はなかなか難しいが、私たちは子どもがいじめられた結果、不安、おびえ、うつ状態、攻撃的な行動、困った癖などがあらわれるようなひどいものに限つて使つている。

(4) 性的虐待：親や保護者に当たる成人が子どもに性的暴行を加えることをいう。近親姦もこの中に含まれる。このタイプの虐待は最近全世界的にふえている傾向があり、子どもの受ける心理的被害が大きくなるちまで続くことがわかつてきた。

四、児童虐待の病理

(1) 第二次大戦後の社会や家族の変化

第二次大戦後、世界各国で社会や家族のさまざまな変化が起き、とくに一九七〇年代には経済的高度成長のひずみやオイルショックなど社会的経済的不安が増大した。わが国でも急速で劇的なさまざまの変化が起きた。たとえば、工業化、都市化、それに伴う過疎・過密地域の出現、拡大家族の減少と核家族の増加、働く女性、とりわけ主婦の激増、子どもを持つ夫婦の離婚の増加、その結果として母子家庭、父子家庭の増加などは、それぞれの家族を孤立させ、家庭の持つていた「相互扶助・養育機能」の低下を招いた。勿論、国が富むにつれ、国や地方自治体の社会保障制度は進んだが、まだいろいろの面できめの荒いもので、それだけでは到底肩代わりの出来ぬ現実があり、「潜在的崩壊家庭」はふえてきたといつてもよい。

(2) 虐待への準備状態——親の庇護の重要性

同じような社会や家族の急速な変化にさらされても、すべての人が子どもを虐待するわけではない。

何故、ある親はわが子に対し、「親らしい行動」をとれないのであろうか？

子ザルの実験によると、「親らしい行動」は生まれからその親にいつくしまれ、愛され、受け入れられた体験により、刻印（こくいん）されるという。その期間は生後三ヶ月、六ヶ月といわれるから、人間で推定すると、幼児期の終わりごろまでに、親や親代理の保育者により温かく保護されたという体験が必要になる。親や仲間から離され、人工的環境で育てられた

親との関係を反復する傾向がある。彼らは子どもを躊躇するには「体罰」が必要と信じこんでいる。子どもを虐待する親の半数以上が、その親に虐待拒否されていたという統計は、虐待が鎖の輪のように世代を超えて繰り返されてゆくという悪循環を示している。最近も私たちの診た若い母親は、夫と離婚後、内縁の夫と共に、三歳の次男を殴りタバコの火をつけ、八歳の長男の手足をしばり神経麻痺を起こさせたが、この母親自身、幼時その親から虐待され施設に保護されたという記録が残っていたのである。

(3) 虐待へのきっかけ——ストレス状態

虐待の多くは家庭という密室で、突発的に起こっている。暴力の爆発の前には家族内に緊張が極度に高まっているという、「家族危機」の状態になつてゐる。親の失職、借金、不和、別居、不倫、病気のような不利な条件は、いくつも重複して、その家族を「多問題家族」にしている。その上近隣からも孤

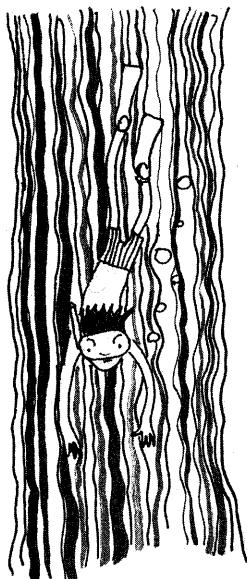
立し、実家や友人や知人のような相談相手や、悩みのはけ口も持っていない。このように袋小路に追いつめられたような心境の親は、子どもの夜尿や反抗のような小さなストレスにも耐えられなくなつており、些細な欲求不満がひき金となり、唯一のはけ口である幼弱な子どもに対して暴力をふるう。

親の中には情緒的に未成熟で、かつとしやすい性格の者もあり、また、アルコールの影響の下にある

場合もある。あるいは、精神障害があつて適切な判断力を失つたり、妄想（たとえば、子どもに狐がついていると実母が殴り殺した例があった）に支配されている例もあつた。

(4) 子ども側の条件

子ども側の虐待を誘発しやすい条件として、望まれない妊娠や出産、妊娠中の合併症、未熟児や多胎児（双生児や三つ子）や虚弱児で手がかかること、



早期の母子分離体験などがある。さまざまの理由で生まれてすぐ、子どもを乳児院、養護施設、実家、親類などにあずけたり、未熟児で長期間保育器に入つたりすると、母子相互作用が乏しくなり、その子だけに愛情が湧かないという場合もある。

最近では、このような条件にある家族に対して、産科や小児科で出産前後から配慮をするようになっている。また、地域によっては、母子保健推進員のように、すでに子育てをすませた主婦が、半ばボランティアのような形で育児に困難を感じている若い母親を助けたり、育児電話相談を設けたりしている。

五、性的虐待の親子関係

特殊なタイプの虐待として性的虐待を見ると、他の型の虐待にくらべ、加害者である親の年齢が高く、継父・養父など義理ある親子関係が多い。親たちはいわゆる更年期にさしかかっており、父親は娘との交渉で、自分の若さを逞しさをもう一度確かめよ

うとする、母親は長年の惰性的な結婚生活で夫に失望し、「家庭内離婚」のように心が離れているか、家庭外の職業や社交に生甲斐を求めている。被害者の娘たちは小学生から中学生くらいの年齢（時には幼児のこともある）、子どもらしい無邪気さと、女性としての魅力を持ちはじめている。このような三者の関係のあるところに、父親の性衝動のコントロールをゆるめるような条件、ほとんどすべての例でアルコール摂取が、母親の不在と重なつて近親姦が起きている。また、父親でなくとも加害者の七五%は、子どもの親族、隣人、知人といわれる。子どもに対しても、「好ましいあれあい」と「好ましくないふれあい」を区別するような教育が、欧米では幼児期から絵本や人形芝居などを通じて行われている。

六、児童虐待の頻度

児童虐待は家庭という密室内で起こるので、表面にあらわれた数は氷山の一角に過ぎない。偶発的な

事故として処理されている数も多いと思われる。米国では、「児童虐待に関する特別の法律」があり、児童の医療、福祉、教育などの専門家は虐待の事例を報告する義務を持ち、報告しないと罰則もある。

また善意の報告であれば「免責条項」により、調査の結果虐待でないことがわかつても責任を問われることはない。そのため報告数は非常に多く、一九七六年には六六万九千件であったのが、一九八五年には一九八万件にも及んでいる。(但し確認率は四二%) 一九七二年の米国人権協会の調査では、身体的虐待は二万五千件、性的虐待が五万件、ネグレクトが一〇万件の推定であった。

一般に虐待による死亡率は二七%位、再発率は二五~五〇%という。このように再発率が高いこと、死亡率が高いことは、子どもの保護に関して大きな問題である。

一方、わが国の状況はどうであろうか?

コインロッカーから乳児の死体が発見された一九七三年に、厚生省が全国の一五三か所の児童相談所を通じて行つた、「年齢三歳以下」の子どもの調査では、全国で虐待二六、遺棄(捨て子)一三九といふ数が出ている。この数は臨床相談にくらべ余りに少ないので、私は一九七六、一九七七年に千葉県の四か所の児童相談所で取り扱つた被虐待児数を調査したが、それぞれ二七件、二二件であった。東京都では、一九八〇年に児童相談所で八四件の虐待、六七件の捨て子を取り扱つている。

国際児童年には全国養護施設協議会が、五二八か所の養護施設収容児を対象として、子どもの人権侵害の調査を行つたが、四〇四か所の施設が協力した。人権侵害を受けた子どもは約三三%にも達し、父母の暴力がらみの事例は三千人以上、性的虐待も一五四人発見された。

そのほか、虐待により殺された子どもの調査もある。日本法医学会は一九六八年から一九七七年の一〇年間に剖検された被虐待児一八六件を取り扱つて

いるが、そのうち実父母による殺害は一二〇〇件であつた。

近年の詳しい調査としては、一九八三年度に行われた私たち児童虐待調査研究会の四六項目の調査表による全国調査がある。身体的虐待二二三件、心理的虐待三四件、性的虐待四六件、保護の怠慢・拒否一一一件、その他二件計四一六件であつた。同じ年に小児科のあるベッド数二〇〇以上の病院を通じて

行われた小林登氏の調査では、被虐待児一二九人（入院一一〇、外来一八、不明一）と、置き去り赤ちゃん（捨て子）五一人が発見された。一九八八年度の半年間に全国児童相談所長会が調査した被虐待児数は一〇三九件で、これらの数を見ると、児童虐待——とりわけ歐米型に近い——は徐々に増加しているといえそうである。

次の例は、中都市の保育所で発見された男児、背中にアイロンの形の火傷痕があつた。前の保育所は体のあざやこぶを保母にたずねられたので変わったという。家族は父母と二歳上の兄だが、父親が転職をくりかえし、遊び好きのため、母親は化粧品のセールスをし、離婚の話が起きている。長男に軽い身体障害があり母親は次子の出産を望まなかつた。父母とも本児を拒否し、この子が近くの店で菓子を盗んだり放浪するので、折檻をくりかえしていた。

七、最後に私の診た幼児の例を二例挙げておく
最初の例は大都市の中流階層の幼稚園の新入園男

とがわかり、母親の治療を行った。保育所関係者の努力により問題行動はへり、折檻も稀になった。

これらの加害者の父母は決して鬼のような、一見

変わつてみえる人びとではない、ごく当たり前にみ

える一般の市民である。生後二か月の乳児を床に叩きつけて脳出血を起こした母親は、Tシャツにジーパン姿で一〇代の少女のように見えた。妻の連れ子

を殴つた二〇代の継父は酒が入つていなければ、そ

の辺のゲームセンターにいそうな口下手の男であつた。勿論、中には「やくざ」の準構成員とか、婦女

暴行や傷害の前科があつて、周囲から恐れられてい

る人物もある。しかし、隣人たちが子どもの泣き声

や悲鳴をきいたり、幼稚園や保育所の教諭や保母が

幼児のあざやこぶや火傷に気付いたり、小学校の教師が性的虐待の被害児の性格や行動の突然の変化を認めたりしても、「まさか」と思い、あるいは見て

見ぬふりをしているうちに、取りかえのつかぬ結果が生じるのである。匿名でもよいからそのような

ケースを見たときは、児童相談所、福祉事務所、警察などにぜひ通報していただきたい。

△参考文献△

(1) 池田由子・大國真彦・木島昂編集『児童虐待特集』

日本医師会雑誌103巻9号 一九九〇

(2) 池田由子『児童虐待』(中公新書) 中央公論社

一九八七

(3) 池田由子『汝わが子を犯すなかれ——日本の近親姦と性的虐待』弘文堂
一九九一

(4) 児童虐待調査研究会『児童虐待』日本児童問題調査会 一九八五

(5) 全国養護施設協議会『親権と子どもの人権』全国社会福祉協議会 一九八〇

(東洋大学社会学部)